

(案)

資料21

区域計画の変更の認定申請書

令和8年5月 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和8年3月10日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業」に2事業追加する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」の内容を変更し、同事業を1事業変更し、1事業追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 21 別紙

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画 (変更案)

令和 8 年 5 月 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ~ (5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①~⑫ 略

⑬ 株式会社SACMOTs（福岡市西区、令和 7 年 12 月 10 日設立）

⑭ Ouranox Technologies株式会社（福岡市西区、令和 7 年 6 月 27 日設立）

(7) ~ (19) 略

(20) 名称：国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業

内容：プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和及びファンド監査要件の除外

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

スタートアップへの投資機会や成長資金の供給の拡充を促進するため、以下に掲げる事業者が行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、M&A や IPO 等の実務経験のある者等による出資額の制限を除外するとともに、(ア) 投資家について適格機関投資家等のほかは M&A や IPO 等の実務経験のある者等に限定する、(イ) 全ての出資者にファンド監査を受けないことを説明して同意を得る、(ウ) ファンドの出資総額が 1 億円未満である場合は、ファンド監査要件を除外する。

- ① 福岡市内に主たる営業所又は事務所を有し、福岡市内でプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等を行う以下の事業者。ただし、ii)については、出資可能な投資家に関する規制の緩和のみ適用する。
- i) 株式会社 Power Angels (福岡市博多区)【令和7年中に実施】
 - ii) みなと投資株式会社 (福岡市中央区)【令和7年中に実施】
 - iii) Blue Gradients 合同会社 (福岡市博多区)【令和8年中に実施】

以下 略

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】</p> <p>①～④② 略</p> <p>④③ <u>株式会社 SACMOTs（福岡市西区、令和7年12月10日設立）</u></p> <p>④④ <u>Ouranox Technologies 株式会社（福岡市西区、令和7年6月27日設立）</u></p> <p>(7)～(19) 略</p> <p>(20) 名称：国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業 内容：<u>プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和及びファンド監査要件の除外</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略</p> <p>(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】</p> <p>①～④② 略</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>(7)～(19) 略</p> <p>(20) 名称：国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業 内容：<u>プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和</u></p>

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

スタートアップへの投資機会や成長資金の供給の拡充を促進するため、以下に掲げる事業者が行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、M&A や IPO 等の実務経験のある者等による出資額の制限を除外するとともに、(ア) 投資家について適格機関投資家等のほかは M&A や IPO 等の実務経験のある者等に限定する、(イ) 全ての出資者にファンド監査を受けないことを説明して同意を得る、(ウ) ファンドの出資総額が 1 億円未満である場合は、ファンド監査要件を除外する。

- ① 福岡市内に主たる営業所又は事務所を有し、福岡市内でプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等を行う以下の事業者。ただし、ii) については、出資可能な投資家に関する規制の緩和のみ適用する。
- i) 株式会社 Power Angels (福岡市博多区) 【令和 7 年中に実施】
 - ii) みなと投資株式会社 (福岡市中央区) 【令和 7 年中に実施】
 - iii) Blue Gradients 合同会社 (福岡市博多区) 【令和 8 年中に実施】

以下 略

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

スタートアップへの投資機会や成長資金の供給の拡充を促進するため、以下に掲げる事業者が行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、M&A や IPO 等の実務経験のある者等による出資額の制限を除外する。

- ① 福岡市内に主たる営業所又は事務所を有し、福岡市内でプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等を行う以下の事業者
- ・株式会社 Power Angels (福岡市博多区) 【令和 7 年中に実施】
 - ・みなと投資株式会社 (福岡市中央区) 【令和 7 年中に実施】
- [加える。]

以下 略